

第2部

資料編





第1章 文化芸術をとりまく状況

1 文化庁 文化芸術推進基本計画(第2期)より —前文

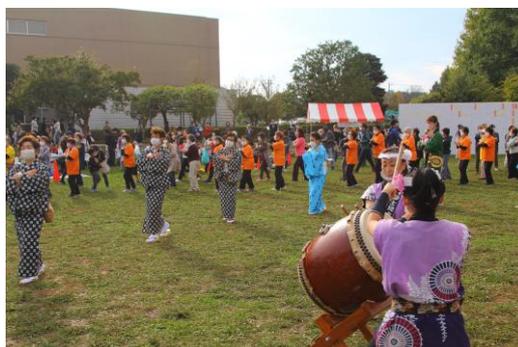
我が国には、魅力的な有形・無形の文化財が数多くあり、各地で雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊等の伝統芸能が上演されるとともに、祭りや踊りをはじめとする伝統行事への参加や、日常生活における稽古事や趣味等を通じて様々な文化芸術活動が盛んに行われている。

こうした我が国の文化資源は、長い歴史を通じて各地域の先達の地道な努力により、今日まで受け継がれてきた誇るべき価値を持つものであり、日本人自身がその価値を十分に認識して、維持、継承、発展させることが重要である。

また、現代的な、美術・音楽・演劇・舞踊等の芸術、映画・マンガ・アニメーション・ゲームといったメディア芸術や、和食・日本食等の食文化を含む生活文化、建築・ファッション・工業製品等の分野におけるデザインも、世代を問わず人々の心を捉え、生活の彩りと日々の活力を生み出している。さらに、AI等のデジタル技術を芸術活動に活用するデジタル芸術というべき試みも多く生まれつつある。これらは、我が国における文化芸術の幅の広さ、奥深さ、質の高さを表している。

令和2年からの新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)の世界的な感染拡大により、世界中の人々が類のない混乱に直面し、人と人との身体的な接触が妨げられるとともに、心理的な距離をも生む場面も増え、多くの人々が行動変容を迫られることとなった。こうした未曾有の困難と不安の中、文化芸術は、人々に安らぎと勇気、明日への希望を与えるものとして、その本質的価値が改めて世界中で認識された。我が国においても、文化芸術の灯を消さず、人々の心を平静かつ豊かに保つため、音楽・演劇・舞踊等の舞台芸術をはじめとして多くの文化芸術活動を支援し、次世代への継承に取り組む努力が続けられている。

文化芸術は、近年、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の分野との緊密な連携の下、様々な価値を生み出しており、今後も、創造的な社会・経済活動の源泉として、デジタル化等の技術革新を取り入れながら、新たな価値や収益を生み、それが本質的価値の向上のために再投資されるといった好循環を通じて、我が国社会の持続的な発展に寄与し続けていくことが期待される。



文化庁 文化芸術推進基本計画(第2期)

—価値創造と社会・経済の活性化—(令和5年3月24日閣議決定)より抜粋





2 文化庁 文化芸術推進基本計画(第2期)より —第3 文化芸術施策の中長期目標

中長期目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供
文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されていることを目指す。

中長期目標2 創造的で活力ある社会の形成
文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されていることを目指す。

中長期目標3 心豊かで多様性のある社会の形成
あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されていることを目指す。

中長期目標4 持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成
地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティが形成されていることを目指す。





3 富士見市の状況

(1) 市民と市が協働で行う文化芸術活動(実行委員会事業)

① 富士見市民文化祭



市民文化祭は、市民の文化創造活動を推進し、市民相互の文化交流を図るために、富士見市文化協会、富士見市美術協会、富士見市音楽連盟、富士見市民謡連盟が実行委員会を組織して、毎年秋に富士見市民文化会館キラリ☆ふじみを会場として開催し、様々な舞台発表や作品展示を行う、市を代表する文化芸術の祭典です。

市民による芸能発表(日舞・民舞・詩吟・フラダンス・邦楽・民謡など)、音楽

発表(コーラス・器楽演奏など)、各種作品展示(絵画・書道・写真・陶芸・工芸・手芸・生花など)及び茶道、将棋大会を行っています。

令和5年度には、市民文化祭60回目の開催を記念して記念式典を開催し、舞踊、小学校合唱部による合唱、市民60名及び市内出身者を含むソリスト4名によるベートーヴェン作曲「交響曲第九番」の合唱が披露されました。

令和元年度： 展示発表、芸能発表、民謡大会、市民美術展、市民音楽祭、将棋大会
(来場者数3,412名、出展者数277名)

令和2・3年度： 新型コロナウイルス感染症対策のため中止

令和4年度： 展示発表、芸能発表、民謡大会、市民美術展、市民音楽祭、将棋大会
(来場者数2,866名、出品・出演者数784名)

令和5年度： 展示発表、芸能発表、民謡大会、市民美術展、市民音楽祭、将棋大会、
第60回記念式典(来場者数6,083名、出品・出演者数865名)

② 富士見市舞台芸術鑑賞会

市民の感性及び創造性を高め、豊かな心を育むとともに、子どもたちに優れた舞台芸術鑑賞の機会を提供するために、市民・市内団体などで構成された「富士見市舞台芸術鑑賞会実行委員会」が平成29年に発足し、多様な文化芸術事業を展開してきました。

会場に招待した、多くの小中学生や保護者からは気軽に貴重な文化芸術に触れられると好評であり、文化芸術の裾野を広げる取り組みとなっています。





- 令和元年度：東京都交響楽団 オーケストラ公演(来場者数349名)
 令和2・3年度：新型コロナウイルス感染症対策のため中止
 令和4年度：松竹歌舞伎舞踊公演、朗読劇「家族草子」公演
 ※市制施行50周年記念事業(来場者数592名)
 令和5年度：「enra」公演(来場者数536名)



令和5年9月10日実施 「enra」公演

③市制施行50周年記念事業

ア 富士見市舞台芸術鑑賞会 令和4年度松竹歌舞伎舞踊公演

市制施行50周年記念として「令和4年度松竹歌舞伎舞踊公演」が開催されました。

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、中村芝翫氏が舞台上で口上を行う「御挨拶」、舞踊が中心で出演者の発声が少ない「操り三番叟」「連獅子」が披露されました。新型コロナウイルス感染症対策で公共施設の利用制限が実施されて以降、市主催または市が事務局として関わる文化芸術事業として初めて、会場の収容率を100%に戻して開催した事業となりました。

- 日時： 令和4年7月28日(木) 午後2時開演(午後1時30分開場)
 場所： 富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ メインホール
 出演： 中村芝翫、中村橋之助、中村福之助、中村歌之助、中村松江 ほか
 演目： 御挨拶、操り三番叟、連獅子
 製作： 松竹株式会社
 来場者数： 592名





イ 富士見市舞台芸術鑑賞会 朗読劇「家族草子」公演



SMAP の「青いイナズマ」「Shake」等を作詞した作詞家・小説家の森浩美氏が手掛ける、朗読劇「家族草子」の公演とワークショップを実施しました。「家族草子」とは、芝居と朗読をミックスした新しいスタイルのエンターテインメントで、家族を題材としたストーリーを展開し、誰もが経験していく日常の一コマを温かく描いています。

公演は1作約50分で、テレビドラマ1本と同程度とするなど、多くの方が親しみやすいように工夫がされています。

公演の前日には小中学生とその保護者に向け、出演者の方々によるワークショップを実施しました。ストレッチや実際の台本を使った出演者からの演技指導などにより、参加者の皆様に演じる楽しさを実感してもらいました。そして、翌日の公演では、参加者の皆様も観覧し、プロの技術や朗読劇の魅力を実感できるイベントとなりました。



ワークショップ参加者を含め、公演を観覧した参加者からも、感動の声や家族の繋がりを改めて考えたいとの声をいただきました。

日時： 令和4年11月26日(土)ワークショップ(2回)
27日(日)公演(4回公演)

場所： 富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ

委託： 有限会社森浩美事務所

演目： 後出しジャンケン、イキヌクキセキ

来場者数： 227名





ウ FUJIMI☆音楽祭 ～キラリ☆カガヤク 2DAYS!!～

文化芸術活動に取り組む市民で組織した実行委員会主催による、市内外で広く活躍する市民や、プロのアーティストによる2日間の音楽祭を開催しました。武蔵野音楽大学によるウインドコンサート、富士見市在住ヴァイオリニスト桐山建志氏と NHK・FM にも出演するチェンバロ奏者大塚直哉氏によるバロック音楽コンサート、国際的に活躍するピアニスト宮本貴奈氏によるジャズライブ、富士見市文化芸術アドバイザー北原幸男氏指揮のもと日本フィルハーモニー交響楽団が演奏するオーケストラ公演や市民合唱団によるベートーヴェン作曲の第九合唱など、市にゆかりのあるアーティストも交え豪華なコンサートが行われました。



また、マルチホールでは、公募により決定した出演者による様々なジャンルのコンサートが行われたほか、アトリエ等では、音とからだ・音とことばを学ぶ体験型のワークショップが開催され、子どもから大人まで、音楽を通じてダンスなど様々な分野への興味関心を広げる機会となりました。

さらには、音楽祭を気軽に楽しんでもらうためにキッチンカーの出店もあり、イベントを盛り上げるなど、すべての世代が楽しめるイベントとなりました。



- 日時： 令和4年11月19日(土)、20日(日)
 場所： 富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ
 出演： 北原幸男(指揮)、日本フィルハーモニー交響楽団、宮本貴奈(ピアノ)、桐山建志(ヴァイオリン)ほか
 演目： オープニング「バロックの愉しみ」、ウインドコンサート「吹奏楽ってカッコイイ!」、キラリ☆カガヤク～FUJIMI MUSIC SHOWCASE～、ナイトセッション「Wonderful World ジャズライブ」、キッズコンサート「ムジカベベふじみ」、フィナーレ「Around The World 音楽 de 世界一周」
 来場者数： 延べ 1,852 人





(2)市が行う文化芸術事業(市主催事業)

① 地域コンサート

市民の方々に、生活に身近な場所で文化芸術を感じてもらい、また普段コンサートホールに行くことが難しい年配の方や小さな子どもを連れた方にも音楽を聴いてもらうため、市内各所でコンサートを開催しています。

市民の方々が日常生活の中で文化芸術に触れることで、感性が豊かになり、心にやすらぎが生まれるなど、市内における文化の広がりにも繋がっています。令和5年度には市の友好姉妹都市であるセルビア共和国シャバツ市との交流がきっかけとなり、セルビア出身のサクソ奏者、マルコ・ジョンバ氏のコンサートを開催しました。



令和6年2月25日実施
マルコ・ジョンバ氏(右)とシルヴィア・季実子・クルツ氏

令和元～3年度： 新型コロナウイルス感染症対策のため中止

令和4年度： 出演 東邦音楽大学OBOG／トロンボーン、パーカッション
会場 東武東上線鶴瀬駅 (来場者数 2回延べ約100名)

令和5年度： 出演 マルコ・ジョンバ／セルビア出身サクソ奏者
シルヴィア・季実子・クルツ／ドイツ出身ピアノ奏者
会場 鶴瀬コミュニティセンターホール (来場者数 約150名)

② 自衛隊音楽隊コンサート



令和5年8月9日実施 ※隊長・隊員は当時在籍のメンバー
出演：陸上自衛隊第1師団第1音楽隊

市民に優れた音楽を提供することを目的に、陸上自衛隊音楽隊に依頼し、キラリ☆ふじみで実施しているコンサートです。

平成24年度の市制施行40周年記念事業及び翌年平成25年度に開催したところ、市民の皆様から大変好評をいただきました。そのため、平成27年度からは継続的に開催しています(平成31年度は自衛隊





音楽隊の予定が合わなかったため、埼玉県警察音楽隊コンサートを開催しました。

コンサートのほか、市内中学校吹奏楽部の生徒が音楽隊員から直接話を聞いたり、楽器演奏のアドバイスをもらったりするワークショップを行っています。

令和元年度： 出演 埼玉県警察音楽隊&カラーガード隊 (来場者数463名)

令和2・3年度： 新型コロナウイルス感染症対策のため中止

令和4年度： 出演 陸上自衛隊第1師団第1音楽隊 (来場者数685名)

令和5年度： 出演 陸上自衛隊第1師団第1音楽隊 (来場者数705名)

③ 子ども文化芸術大学☆ふじみ



子どもたちの豊かな感性や創造性、表現力を育むことを目的として、市内小学生4～6年生を対象に、普段学校や家庭ではなかなかできない「ホンモノ」に触れる体験を提供しています。

参加した小学生や保護者からは、「楽しかった」「普段できない体験ができた」などの意見をいただくなど、毎回好評です。また、市ゆかりのアーティストに講師を依頼することで、アーティストの活躍の場ともなっています。

令和5年9月24日実施
消しゴムはんこを作ってみよう！

令和元年度： ダンス、声優体験、声楽、落語、演劇 (受講生30名)

令和2年度： 消しゴムはんこ (※オンライン講座動画再生回数55回)

令和3年度： バイオリン、演劇、ダンス (受講生16名)

令和4年度： 打楽器、バイオリン、将棋、ダンス、演劇 (受講生20名)

令和5年度： 打楽器、将棋、消しゴムはんこ、ダンス、演劇 (受講生14名)





④ 市制施行50周年記念事業

市制施行50周年を迎えるにあたり、市民とともに周年を祝い、楽しむ事業を開催しました。これらの周年事業開催により、多数の来場者が文化芸術に触れることで、市の文化芸術の裾野が広がりました。

ア 令和3年度

▶ 富士見ファンファーレの公募、採用曲の決定

公募により市オリジナルのファンファーレ「富士見ファンファーレ」を決定し、市を代表する楽曲として、広く長く活用をするための事業です。富士見ファンファーレの公募にあたっては、市内中学校の吹奏楽部も演奏できるように、難易度を中学生が演奏可能な程度とし、市内中学校吹奏楽部で一般的に使用されている楽器を使った楽曲とすることを条件としました。

市内外から応募のあった全36曲について、富士見市文化芸術アドバイザー北原幸男氏を委員長とする選考委員会において、選考を実施しました。

その結果、当時県内在住の高校生であった國分大悟さんが作曲した「市制施行50周年記念への祝典序曲」が採用曲に選ばれました。

採用曲：市制施行50周年記念への祝典序曲

作曲者：國分 大悟



イ 令和4年度

▶ 富士見ファンファーレのお披露目(市制施行50周年記念式典)



4月10日(日)に開催された市制施行50周年記念式典において、富士見ファンファーレ「市制施行50周年記念への祝典序曲」が初お披露目され、華々しく式典のオープニングを飾りました。

指揮は北原幸男氏が務め、富士見市民吹奏楽団が演奏しました。演奏には、勝瀬中学校吹奏楽部の生徒や、作曲者





である國分大悟さんも参加しました。楽曲を披露した後には國分さんが楽曲に込めた思いも発表され、楽曲をとおした平和への願いを会場で実感する機会となりました。

▶ 吉本新喜劇富士見市公演

吉本興業所属の芸人による吉本新喜劇と、漫才が楽しめる公演を開催しました。公演には富士見市PR大使である板倉俊之氏も登場し、会場を盛り上げました。



また、吉本新喜劇に出演する市民を公募したほか、事前に実施した漫才コンビ「天狗」による「お笑いワークショップ」に参加した小学生がステージ上で漫才を披露しました。ワークショップでプロのお笑い芸人による指導を受けステージで披露したり、普段テレビでみる吉本新喜劇へ参加したりなど、市民参加者の方々には貴重な経験となり、観客も一体となって、温かさや笑いに包まれたイベントとなりました。

日時： 令和4年9月18日(日)午後3時開演

場所： 富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ メインホール

出演： 板倉俊之(富士見市PR大使)、川畑泰史、青野敏行、未知やすえ、安尾信乃助、山田花子、諸見里大介、天狗、レギュラー、2丁拳銃ほか

演目： 漫才、吉本新喜劇

来場者数： 580名

▶ NHK 全国放送公開番組「ブラボー！オーケストラ」

「ブラボー！オーケストラ」は、NHK-FM 放送のラジオ番組です。市民の皆様にはプロのオーケストラによる演奏をお楽しみいただくとともに、シンフォニーの魅力や楽しさを伝えるために、公開収録をキラリ☆ふじみで開催しました。

3月8日の国際女性デーにちなみ、女性の指揮者やソリストが出演し、また女性作曲家であるクララ・シューマンの楽曲を演奏する、魅力あふれる催しとなりました。





日 時： 令和5年2月19日(日)午後3時50分開演(午後3時開場)
 場 所： 富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ メインホール
 出 演： 齋藤 友香理(指揮)、伊藤恵(ピアノ)、東京フィルハーモニー交響楽団
 主 催： NHKさいたま放送局、富士見市
 曲 目： ピアノ協奏曲 イ短調作品7／クララ・シューマン
 「カルメン」組曲 第1番・第2番／ビゼー
 「アルルの女」組曲 第2番から「ファランドール」／ビゼー ほか
 来場者数： 585名

⑤ 富士見市文化芸術によるまちづくり事業補助金

市民が実施する、地域に根差した文化芸術を振興する活動や文化芸術による新たな魅力創出と地域活性化に寄与する活動など、成果が広く市民に波及することが期待できる文化芸術活動を支援する制度です。令和3年度から文化振興基金を活用し、本制度を開始しました。

文化芸術によるまちづくり事業として採択された事業には、市の予算の範囲内において、事業の実施に係る経費を上限額20万円で補助しています。



令和6年3月10日実施 富士見民謡フェスティバル

令和3年度：実施事業数4件

富士見市民音楽祭、吉田峯男ギター演奏と弾き語りコンサート、Machi Con. Fujimi2021、オペラ鑑賞講座

令和4年度：実施事業数3件

富士見オータムコンサート2022、あおぞらワッペンおやこコンサート、チェロとピアノによる魅惑の競演と市民聴衆によるチェロの演奏体験

令和5年度：実施事業数2件

子どもミュージカル SKY プレゼンツ 体験型ワークショップとオリジナルミュージカル鑑賞♪、富士見民謡フェスティバル





⑥ 文化芸術職員研修(市職員向け研修)

富士見市文化芸術アドバイザーである平田オリザ氏に講師を依頼し、講演を通じて、地方自治体の文化行政の意義や在り方などについて考える機会を提供し、さらにワークショップによって、市役所職員にとって欠かせないコミュニケーション能力の向上をめざすため、本研修を実施しています。



令和元年度： 演劇ワークショップ「対話劇をつくろう」 (参加者数36名)

令和2年度： 新型コロナウイルス感染症対策のため中止

令和3年度： 講義「劇場の公共性と地方自治体が果たすべき役割
～これからの文化行政とは～」(参加者数24名)

講話／キラリ☆ふじみ館長 松井憲太郎氏

令和4年度： ワークショップ「演劇から学ぶ現代社会人のためのコミュニケーション」、
講義「文化行政の役割」 (参加者数30名)

令和5年度： ワークショップ「演劇から学ぶ現代社会人のためのコミュニケーション」、
講義「文化行政の役割」 (参加者数30名)

⑦ 公共施設での市民による文化芸術活動



市内には、市民のコミュニティ活動や生涯学習の推進などを目的として、公民館(4館)や交流センター(2館)、コミュニティセンター(2館)、ピアザ☆ふじみ、資料館(2館)、図書館(3館)が設置されています。

それぞれの施設では、市民の団体やサークルによる豊かな文化芸術活動が活発に行われています。

公民館や交流センターなどでは、楽器演奏や合唱活動、ダンス、演劇、陶芸創作など、自己実現に向けた多彩な文化芸術活動が地域に根を張っています。

活動の成果発表や交流の機会としては、鶴瀬公民館まつり、南畑ふるさと祭り、水谷文化祭、水谷東文化祭、鶴瀬西交流センターフェスティバル、ふじみ野文化祭、針ヶ谷・みずほ台合同文化祭などの取り組みが各地域で開催されています。

これらの取り組みは、各施設で活動する団体やサークルの代表が実行委員会を組織し



第2部



て開催しています。また、市民と市の協働による事業として定着しており、市の文化芸術の土壌を地域から支える基盤となっています。





(3) 富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ

富士見市民文化会館キラリ☆ふじみは、市の文化芸術を発信する拠点として平成14年11月にオープンし、約800席のメインホールをはじめ、約250席の可動式座席を有するマルチホール、音楽活動・ダンス・バレエなどの練習に適したスタジオ(4部屋)、絵画・作品などを展示することのできる展示室など、地域の優れた文化芸術活動の拠点施設として活用されています。

キラリ☆ふじみ基本理念

1. ひとづくり

子どもの頃から文化に親しみ、生涯を通して文化活動に参加・参画できる体系的環境を整備し、文化の土壌となる人材を育成する。

2. まちづくり

地域活動を中心に、みんなが集まり、交流し、一緒になって文化を生み出す環境をつくりあげる。

3. 未来づくり

富士見の環境から生まれるオリジナルな文化を積み上げた「富士見ブランド」を築き上げ、生きがいのある豊かな生活文化都市を実現する。

① 事業・運営管理の基本方針

ア 事業の特色

キラリ☆ふじみの主催事業では、市民の文化芸術活動を館が支援することにより、市独自の文化を築いていくことを目指しています。事業は、「公演(創造)事業」、「教育普及事業」、「市民交流・支援事業」、「地域活性化に関する事業」の4つの目的に大別されています。

ホール事業として一般的な「公演(創造)事業」に加え、市民が日常的に文化に関わることを目指した、「教育普及事業」「市民交流・支援事業」「地域活性化に関する事業」も積極的に行っています。また、公立劇場の機能として重要な創作活動を積極的に展開しています。

イ 運営管理の特色

キラリ☆ふじみは、これまで指定管理者「公益財団法人キラリ財団」(平成25年2月までは「財団法人富士見市施設管理公社」)による運営管理が行われています。キラリ財団の文化芸術に関する専門知識や舞台運営管理の技術に加え、我が国を代表するアーティストとのネットワークをもった職員により、優れた劇場運営のマネジメントが





行われ、全国的にも高い評価を得ています。また、利用者の方々に安心してご利用いただくため、施設利用料を安価に設定するなど、利用者本位の細かい料金体系が利用者からも支持されています。

②キラリ☆ふじみの特色ある取り組み

ア 市民協働による運営、市民参加による事業

市民による事業企画から運営まで、総括的に支援する市民組織である「キラリ☆ふじみ事業運営サポート委員会」や、キラリ☆ふじみを支えるボランティア「キラリスト」が、チケットのもぎりや客席案内を担当するなど、多くの市民が主体的にキラリ☆ふじみの運営に関わっています。このように舞台の上だけではなく、スタッフとしても市民がかがやく劇場として親しまれています。

また、市民参加による事業として、「キラリ☆かげき団」による創作活動が挙げられます。キラリ☆ふじみ開館5周年記念として、平成18年に公募市民で結成されて以来、現在も活発な活動が続けられています。毎年公演を行い団員の成果を披露するとともに、芸術監督白神ももこ氏と連携したキラリ☆ふじみ開館20周年記念事業「モガ惑星」に出演したほか、日本語オペラを上演する劇団「オペラシアターこんにゃく座」と連携した公演などを行っています。



ランチタイム in カスケード de コンサート

市民や利用者に発表の場を提供する取組としては、令和3年度から、ランチタイム in カスケード de コンサートを開催しています。コンサート出演者はキラリ☆ふじみの利用者であり、地域で活動するアーティストと市民とを繋ぐ場ともなっています。

文化会館を拠点として、市民とともに地域資源を活かし大切にしながら地域独自の文化芸術を創り上げるこの

取組は、全国的にも高く評価されています。

令和5年10月24日に、公益社団法人全国公立文化施設協会から発出された「劇場、音楽堂等における指定管理者制度運用への提言」においては、「市区町村立施設の役割」として、「地域とより密接な関係を確保できる拠点であり、地域の課題や関心事等の把握がしやすい」利点を挙げ、「企画制作公演、ワークショップ、地域へのアウトリーチ活動、国際交流や共生社会に向けた社会包摂活動等に積極的に取り組んでいる」施設もあることを指摘しています。そのうえで、「設置目的や施設特性、地域の文化的なニーズ等を踏まえて、現場主義で地域内の文化・教育・医療・福祉・観光等関連諸施設、





近隣や隣接する他市区町村立の劇場、音楽堂等、地域のアーツカウンスル、アート系NPO、文化団体、教育・福祉団体等とも積極的な連携を図ることが求められる」と提言がなされていることから見ても、キラリ☆ふじみの取組は市立文化会館として担うべき役割を果たしていることがわかります。

イ 芸術監督制度

優れた舞台芸術を多くの方にお届けするため、キラリ☆ふじみでは、開館以来、人口10万人規模の自治体が運営する公共劇場としては全国の先駆けとなる「芸術監督」制度を導入しプロデュースを行っています。

劇作家・演出家として、日本演劇界の牽引者でもある平田オリザ氏が初代芸術監督を務めたことを皮切りに、現在5代目芸術監督である振付家・演出家・ダンサーの白神ももこ氏に至るまで、オリジナリティのある舞台作品を創造し、発信してきました。



白神 ももこ氏

歴代芸術監督

平成16年4月～平成19年3月	平田オリザ氏(劇作家・演出家) (平成14～15年は演劇プロデューサー)
平成19年4月～平成22年3月	生田萬(劇作家・演出家)
平成22年4月～平成31年3月	多田淳之介(演出家)
令和 元年4月～令和 3年3月	白神ももこ(振付家・演出家・ダンサー)、 田上豊(劇作家、演出家)
令和 3年4月～	白神ももこ(振付家・演出家・ダンサー)

ウ 芸術監督制度とオリジナル作品の制作・発信



令和5年7月8・9日実施 サークス・バザール
撮影：大屋 美礼

キラリ☆ふじみでは個性あふれる多彩な創作活動を展開しています。その活動を主導する芸術監督の存在は大きく、市民の方々とも協働しながら、数々の事業の創作にあたっています。

こどもステーション plus、ダンスカフェ、サーカス・バザール、ふじみ大地の収穫祭、キラリかけき団公演、モガ惑星など、来場者が一緒に体験し、文化芸術に親しみを持てる事





業となっています。

令和3年度には、これまでの芸術監督との関連企画として、令和元年から白神氏と一緒にキラリ☆ふじみ初の芸術監督2人体制を築いた田上豊氏、平成30年度まで芸術監督を務めた多田淳之介とともに、「キラリンクプログラム Vol.1 芸術監督3人いる！企画『Are You Heroine?ん?』」を開催しました。随所に、3人の芸術監督の個性が見られ、新型コロナウイルス感染症対策期間の中ではあったものの、多くの来場者が、芸術監督の世界をたっぷり味わった事業となりました。

また、市内・近隣で活動が続ける個人・団体の支援として、キラリ☆ふじみ陶芸展、絵画大作展、華大作展などを開催し、文化事業を通じて、人と人を繋げる取組を進めています。

また、ららぽーと富士見と連携した、キラリ☆ふじみ主催事業のチケット料金優待など、近隣施設と協力した文化芸術の裾野を広げる取組も行われています。



令和4年8月27・28日実施 モガ惑星[ドーシでもソラミ編]
撮影：三浦 麻旅子

エ 芸術家とのコラボレーション

キラリ☆ふじみでは、市内で身近に質の高い文化芸術作品を楽しんでいただくため、様々な芸術家と連携した事業を開催しています。

▶ クラシック音楽

トッパンホールのプロデューサー西巻正史氏が企画するクラシックコンサートを毎年開催しています。同氏が若手アーティストを起用したキラリ☆ふじみのためのプログラムを構成しており、多くの観客から好評の声があがっています。当コンサートの出演者がのちに国際音楽コンクールで優勝するなど、優れた演奏家を間近で見ることができる貴重な機会となっています。

令和元年度：出演 島田彩乃、橘高昌男、原嶋唯、瀬崎明日香、渡邊ゆづき、土岐祐奈、田原綾子、笹沼樹
(来場者数98名)

令和2年度：出演 毛利文香、東亮汰、田原綾子、笹沼樹、大崎結真、原嶋唯
(来場者数204名)



第2部

令和3年度:出演 毛利文香、田原綾子、笹沼樹、佐野央子、兼重稔宏
(来場者数136名)

令和4年度:出演 周防亮介、小川恭子、田原綾子、笹沼樹、兼重稔宏、金子三勇士
(開館20周年記念として2回開催 来場者数延べ493名)

令和5年度:出演 小川恭子、大塚百合菜、田原綾子、笹沼樹、兼重稔宏、實川風
(来場者数214名)

➤ 能



令和4年9月23日実施 キラリ☆ふじみ薪能
撮影:松本 和幸

能では、能楽シテ方喜多流能楽師である塩津圭介氏との連携による取組を行っています。塩津氏は、学校へのアウトリーチ事業で、小中学生への指導を長年にわたり続けてきました。能楽の楽器に実際に触れリズムを取る体験、能面を実際につける体験など、児童生徒が貴重な機会を得る場となっています。また、令和4年度のキラリ☆ふじみ開館20周年記念の際には、「キラリ☆ふじみ薪能」が行われました。荘厳な能

と狂言を間近で見られる貴重な機会に多くの方の関心が寄せられ、当日はたくさんの来場者でにぎわいました。

令和4年度:キラリ☆ふじみ薪能

演目 おはなし～初めて能をご覧になる皆様へ～

火入れの儀、舞囃子^{とおる}「融」、狂言^{もらいおこ}「賞賛」、能^{ふなべんけい}「船弁慶 真^{しん}の^{でん}伝」

(来場者数476名)

➤ 狂言

狂言では、和泉流狂言師野村万作氏や野村萬斎氏をはじめとする万作の会により、毎年公演が実施されています。平成23年1月、初回の演目「末広かり」「悪太郎」を皮切りに、数多くの演目が披露されています。公演の前には、萬斎氏が見どころや演目の解説を行い、狂言を初めて観る方にもわかりやすいよう工夫がされています。また、令和元年度の公演、令和3年度の公演からは、野村万作氏、野村萬斎氏、野村裕基氏と親子三代の共演となり、幅広い世代からますます大きな関心が寄せられています。

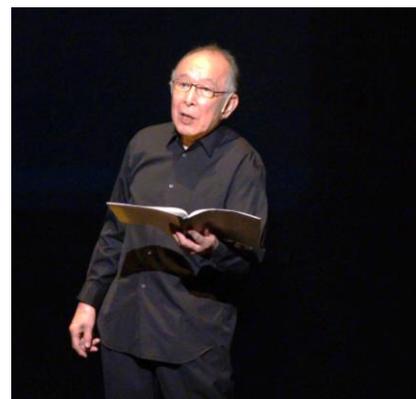
第2部



- 令和元年度：^{かぎゅう}「蝸牛」^{はなおり}「花折」 (来場者数609名)
令和2年度：「入間川」「魚説法」「仁王」 (来場者数385名)
令和3年度：「磁石」「弓矢太郎」 (来場者数329名)
令和4年度：「キラリ☆ふじみ薪能」において、狂言^{もらいむこ}「貰聾」を上演
令和5年度：「昆布売」「成上り」「鈍太郎」 (来場者数498名)

朗読

日本の現代演劇を代表する俳優、橋爪功氏によるキラリ☆ふじみオリジナルの朗読企画を、平成23年から毎年実施しています。シンプルなセットや照明を背景に、橋爪氏が創り上げるダイナミックな世界を直接感じることができる舞台です。作品に登場する複数の役を橋爪氏が一人で演じるなど、文字で目にする本の世界を目と耳でよりわかりやすく感じることができます。



撮影：松本 和幸

- 令和元年度：「長い暗い冬／曾野綾子」「夜のアポロン／皆川博子」
(来場者数460名)
令和2年度：「神無月／宮部みゆき」「約束／鷺沢萌」
(来場者数226名)
令和3年度：「仕事ください／眉村卓」「鼠小僧次郎吉／芥川龍之介」
(来場者数272名)
令和4年度：「サラサーテの盤／内田百閒」「久助君の話／新美南吉」「うそ／新美南吉」
(来場者数249名)
令和5年度：「あくる朝の蝉／井上ひさし」「チョウチンアンコウについて／梅崎春生」
(来場者数189名)

演劇

劇作家・演出家の永井愛氏が主宰する劇団「二兎社」による公演を実施しています。キラリ☆ふじみで「二兎社」全国ツアーの舞台稽古と初日公演を行うことも多く、キラリ☆ふじみを有効にご活用いただいています。



令和6年2月25日実施 「パートタイマー・秋子」



第2部



令和元年度:	「私たちは何も知らない」 出演 朝倉あき、藤野涼子、大西礼芳ほか	(来場者数339名)
令和2年度:	「ザ・空気 ver.3 そして彼は去った…」 出演 佐藤B作、和田正人、韓英恵ほか	(来場者数347名)
令和3年度:	「鷗外の怪談」 出演 松尾貴史、瀬戸さおり、木野花ほか	(来場者数339名)
令和4年度:	「歌わせたい男たち」 出演 キムラ緑子、山中崇、相島一之ほか	(来場者数465名)
令和5年度:	「パートタイマー・秋子」 出演 沢口靖子、生瀬勝久、土井ケイトほか	(来場者数732名)

オ 学校へのアウトリーチ事業



例年、各学校の希望に応じてアーティストが出張し、優れた文化芸術体験を届けるアウトリーチ事業を実施しています。能、狂言、音楽、演劇等多様なジャンルで開催し、児童生徒が様々な文化芸術に触れる機会になることなどから、学校からも貴重な体験ができる取組として評価されています。

令和元年度:	能、音楽表現、狂言、演劇	(市内小中学校延べ12校 参加者数1,386名)
令和2年度:	新型コロナウイルス感染症対策のため中止	
令和3年度:	能	(市内小学校2校 参加者数177名)
令和4年度:	音楽、能、狂言、演劇	(市内小中学校延べ10校 参加者数延べ1,202名)
令和5年度:	能、音楽、狂言	(市内小中学校延べ7校 参加者数延べ632名)

③ 市民文化会館キラリ☆ふじみ開館20周年記念事業の開催

令和4年度に、市民文化会館キラリ☆ふじみは開館20周年を迎えました。キラリ☆ふじみをより多くの方に知っていただけるよう、様々な周年記念事業を開催しました。





ア 記念式典及び北川暁子ピアノリサイタル

令和4年11月5日(土)記念式典とピアノリサイタルを開催しました。

記念式典では、キラリ☆ふじみのこれまでの事業を紹介するとともに、自主事業で関係を創り上げてきた野村萬斎氏、橋爪功氏からのコメント動画も放送されました。これまで多くの方々に親しまれてきたキラリ☆ふじみが、今後も創作などを通じて発展していく未来を、改めて来場者の方々が実感できる式典となりました。

また、式典後は、市内在住のピアニスト北川暁子氏によるピアノリサイタルを開催しました。北川氏には、メインホールのグランドピアノ「スタインウェイ」を開館時に導入するにあたり、ピアノ1台1台で異なる個性を実際に弾き比べながら、選定していただくなど、開館当初からご指導いただいています。



令和4年11月5日実施 キラリ☆ふじみ開館20周年記念式典

現在に至るまで、多くの方の演奏により響きがさらに洗練され、皆様から愛されるピアノとなりました。そのピアノで北川氏が演奏することで、これまでのキラリ☆ふじみの歴史と文化芸術の素晴らしさを改めて感じる事業となりました。

イ その他の開館20周年記念事業

多くの市民の方々とともに、当市の文化芸術振興の蓄積を活かした多彩な事業を展開しました。





富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ開館20周年記念事業

事業名	開催日	参加者数	事業内容
キラリ☆風流寄席 ～令和落語新時代!!“新作”と“古典”で キラリ☆ふじみの高座に火花を散らす!!～	6/25	186名	事業運営サポート委員と共同で企画し上演する、キラリ☆ふじみオリジナル寄席公演。新作と古典を織り交ぜた番組構成で上演した。
芸術監督企画 モガ惑星 宇宙は遠い記憶のおんがくかい [ドーシてもソラミミ編]	8/27-28	346名	白神ももこ芸術監督の総合演出により、ホルスト作曲の組曲「惑星」をベースに、多様なジャンルのアーティストにより 2年にわたり創作する音楽会。昨年度の続編を創作上演。
キラリ☆ふじみ薪能	9/23	476名	キラリ☆ふじみ開館20周年を記念してお贈りする「キラリ☆ふじみ薪能」。 特設能舞台での上演を予定していたが、雨天のためメインホールにて上演。
デフ・パペットシアター・ひとみ 『百物語』	12/24-25	204名	日本で唯一ろう者と聴者が協力して創作活動を行っているデフ・パペットシアター・ひとみによる公演。 芸術監督の白神ももこが演出・構成をつとめた。
ニューイヤーコンサート 2023 時空を超えて、音楽と旅する	1/22	213名	トッパンホールのプロデューサー西巻正史がキラリ☆ふじみのために企画した、オリジナルのクラシックコンサート。開館20周年を記念し、2本のオリジナルコンサートを開催。
金子三勇士ピアノ・リサイタル 2023 原点から頂きへ	2/4	280名	
サーカス・バザール	7/9-10	2,688名 有料公演 1,360名	市内の農作物や特産品を扱うバザールの中でサーカスや大道芸の芸人たちが多種多様なパフォーマンスを繰り広げるイベント。
第5回ふじみ大地の収穫祭	11/23	1,083名	市内で穫れる食材を活かした食べものや、芸能をとりそろえ、〈ごちそう屋台〉〈にぎやか舞台〉〈ふれあい広場〉と3つのブースで祭りを開催した。今回は市の農業、その中でも米に焦点を当てて開催した。
キラリ☆かげき団第16回公演 『がちゃぼこ! かげき団・賢治の広場』 —コミックオペレット「饑餓陣営」と SONG&STORY「いちょうの実」—	3/11-12	343名	結成17年目を迎えたキラリ☆かげき団による公演。白神ももこ芸術監督が創作に初参加しての上演。





(4) 公共施設の文化芸術事業

公民館・交流センターなどの公共施設では、地域の実情に応じた教育、学習及び文化に関する各種事業を実施し、市民の学習・文化活動の向上や健康の増進、やりがいや生きがい、仲間づくりなどを推進しています。

【具体的な取り組み例】

- 公民館・交流センターをはじめとした生涯学習・社会教育関連施設では、様々な文化芸術に関する講座やイベントなどを行い、市民の活動を育み支援をしています。子どもから高齢者まで生涯にわたる学習・文化活動を支援し、幅広い世代の繋がりを築く取り組みをすすめています。
- 市民の文化芸術活動を支えるため、団体やサークルの活動の場として施設を提供しています。
- 公民館では、市内の子どもに関わる団体を実行委員会として組織し、子どもの文化の伝承と活性化を目的とした子どもフェスティバルを開催しています。また、非核平和都市宣言を踏まえ、ピースフェスティバルをはじめとした平和の文化を育み広げています。ふじみ青年学級では、知的障がい者の学習・文化活動の機会として年間を通して取り組んでいます。
- 難波田城資料館の特別展示室・中央図書館展示コーナーは、市民の展示発表の場として、広く活用されています。
- 資料館では、地域の歴史・文化を守り、次世代に伝えていくために様々な講座や展示、イベントを開催し広く市民へ発信しています。
- 図書館では、名作映画会やおはなし会、ブックトーク、図書館ホールにおけるミニコンサートなど、様々な世代に向けた取り組みが行われています。
- 公共施設でのイベントや事業、団体及びサークル活動などの情報は、市のホームページや生涯学習ガイドブック、公民館だよりなどで発信されています。





(5)文化芸術アドバイザー

市民が文化芸術にふれ、心の豊かさを感じると共に、地域の活性化や魅力あるまちづくりをすすめるため、平成23年度に富士見市文化芸術アドバイザー制度を設けました。

宮内庁式部職楽部指揮者で武蔵野音楽大学教授、「キラリと輝く市民コンサート」やFUJIMI☆音楽祭のフィナーレの指揮などを務められた北原幸男氏(音楽部門)と、劇作家・演出家であり、初代富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ芸術監督の平田オリザ氏(演劇部門)の2名を委嘱し、有識者の立場から富士見市の文化芸術施策に対する提言を頂いております。



北原 幸男 氏



平田 オリザ 氏

(6)富士見市の文化財

富士見市の郷土芸能には、古くから春の豊作祈願、夏の悪疫退散、秋の収穫感謝などのために祭りが行われ、そこで奉納された里神楽、獅子舞、囃子はやしが現在も残されています。その中には、始まりが江戸時代にさかのぼるものもあり、2組の獅子舞と5組の囃子はやしは、市の指定文化財(民俗文化財)に指定されています。

市では、市民の理解を深めるため郷土芸能の紹介や発表の場を提供するとともに、市指定文化財の獅子舞と囃子はやしの保存団体(7団体)で組織する富士見市文化財保存団体連絡協議会に対して補助金を交付し、郷土芸能の保存・継承と後継者育成のための支援に努めています。





富士見市の無形文化財一覧

種別	種類	名称	保存団体	指定年
民俗文化財	無形民俗	南畑八幡神社獅子舞	南畑八幡神社 獅子舞保存会	昭和58年
		鶴馬諏訪神社獅子舞	渡戸獅子会	平成元年
		勝瀬囃子	勝瀬囃子保存会	平成元年
		かみくみはやし 水子上組囃子	水子上組囃子連	平成元年
		じょうした 水子城の下組囃子	水子城の下組囃子連	平成元年
		水子石井囃子	水子石井囃子保存会	平成元年
		なかみずこ 中水子囃子	中水子囃子保存会	平成元年

また、上記のお囃子はやしを支える文化財に関わる方として、面師として活躍する三代目高倉左近氏が挙げられます。高倉氏は、埼玉県唯一の専門面師と言われており、神楽や囃子はやしに使われる木彫り面、芝居や土産物などに使われる張り子面を作る職人です。月300枚近くのお面を製作し、市内の神楽や囃子はやしはもちろんのこと、川越まつりや浅草など、全国津々浦々で高倉氏のお面が使用されるなど、広く地域の生活文化に根付いています。令和5年度には彩の国さいたま芸術劇場芸術監督企画の「埼玉回遊」でも回遊先として取り上げられました。



撮影：湯越 慶太
写真提供：彩の国さいたま芸術劇場

三代目 高倉左近氏プロフィール

本名、高野 亨とある。市内でお囃子はやしが盛んな水子地区に工房を構える。「高倉左近」を名乗り始めたのは初代の高野倉吉氏。姓と名から1文字を取り「高倉」、江戸時代の彫刻名人「左甚五郎」に近づけるよう「左近」としたのが始まり。





第2章 巻末資料

- 1 富士見市文化芸術振興条例
- 2 富士見市文化芸術振興委員会条例
- 3 富士見市文化芸術振興委員会名簿
- 4 富士見市文化芸術振興庁内委員会設置要綱
- 5 文化芸術基本法
- 6 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
- 7 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
- 8 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律
- 9 富士見市文化芸術・スポーツ大会等出場奨励金交付要綱
- 10 富士見市文化芸術によるまちづくり事業実施要綱
- 11 富士見市文化芸術によるまちづくり事業補助金交付要綱
- 12 富士見市文化振興基金条例
- 13 富士見ファンファーレ「富士見市市制施行 50 周年への祝典序曲」楽譜

富 士 見 市 文 化 芸 術 振 興 条 例

平成 24 年 6 月 20 日

条例第 20 号

私たちのまち富士見市は、恵まれた自然環境の中で、いにしえから今日まで長い歴史の間に培われてきた文化の土壌を継承してきました。

また、本市の文化芸術活動は、公民館等で実践されてきた市民の多種多様な活動に加えて、さらに、市民文化会館キラリふじみ等の事業を通じて、私たちの生活の中に根付いてきました。こうした文化的な営みは、多くの市民にとっての誇りでもあります。

文化芸術は、市民一人ひとりの心豊かな生活とまちづくりの活力を育むために、欠くことのできないものです。とりわけ、日頃から多彩で優れた文化芸術に触れることは、次代を担う子どもたちの感性や創造性を豊かにし、生きる力を大きく育てていきます。

文化芸術の振興は、このまちを愛し、このまちに集う人びとの結び付きを生むとともに、このまちを広く発信する上で重要な役割を果たします。

ここに富士見市は、文化芸術のさらなる振興を目指す基本理念や施策を明らかにするため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術に係る基本理念及び施策の基本となる事項を定め、市民、団体及び市の役割を明らかにするとともに、市民及び団体が主体的に文化芸術活動に取り組む施策を推進し、もって市民一人ひとりの心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化芸術」とは、感性を豊かにするもので、多様な文化芸術領域を含むものとする。

2 この条例において「文化芸術活動」とは、広く文化芸術を鑑賞し、これに参加し、これを創造し、又は発信することをいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術の振興に関する本市の基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 文化芸術活動を行うことは市民及び団体の権利であり、これを尊重する。
- (2) 文化芸術活動を行う市民及び団体の自主性及び創造性を尊重する。
- (3) 市民及び団体が文化芸術活動を等しく行うことができる環境を整備し、その活動

を支える人材の育成を図るよう配慮する。

- (4) 文化芸術活動を通じて人と人との交流が深められるよう配慮する。
- (5) 地域の伝統的な文化芸術が将来にわたり引き継がれるよう配慮する。
- (6) 文化芸術活動を行う市民及び団体並びにそれ以外のものの意見が反映されるよう配慮する。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが文化芸術活動を担う主体として、様々な文化芸術活動を行うことにより文化芸術の振興に寄与するとともに、相互に理解し、及び尊重し、交流を深めるよう努めるものとする。

(団体の役割)

第5条 団体は、自主的に文化芸術活動を展開するとともに、地域社会の一員として市民の文化芸術の振興に努めるものとする。

(市の役割及び責務)

第6条 市は、第3条の基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本施策)

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 文化芸術の振興のための基本計画の策定、実施及び評価に関すること。
- (2) 市民及び団体が文化芸術活動を行うための場及び機会の提供に関すること。
- (3) 文化芸術の振興を効果的に行うための調査及び情報提供に関すること。
- (4) 文化芸術活動を支える人材の育成及び支援に関すること。
- (5) 地域に根ざした伝統文化の継承及び活用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興を図るために必要な事項

(基本計画の策定)

第8条 市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の作成段階において、次条に規定する富士見市文化芸術振興委員会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、広く市民の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

(富士見市文化芸術振興委員会)

第9条 市は、文化芸術の振興に関する施策を推進するため、富士見市文化芸術振興委員会を置く。

2 前項に定めるもののほか、富士見市文化芸術振興委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月27日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

富士見市文化芸術振興委員会条例

平成25年6月27日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、富士見市文化芸術振興条例(平成24年条例第20号)第9条第2項の規定に基づき、富士見市文化芸術振興委員会(以下「振興委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 振興委員会は、市長の求めに応じ、文化芸術の振興に関する施策について調査及び検討を行い、市長に提言する。

(組織)

第3条 振興委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 文化芸術活動を行う団体の代表者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 振興委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、振興委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 振興委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 振興委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 振興委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 振興委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員10人以内をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちあらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、「振興委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第8条 振興委員会は、調査及び検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 振興委員会の庶務は、協働推進部において処理する。

(令2条例42・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、振興委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が振興委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(富士見市文化芸術振興条例の一部改正)
- 2 富士見市文化芸術振興条例の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和2年12月22日条例第42号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

富士見市文化芸術振興委員会名簿

	役職	委員氏名	推薦母体など
1	委員長	多田 淳之介	文化芸術活動団体からの推薦者 (公益財団法人キラリ財団)
2	副委員長	水野 美代子	文化芸術活動団体からの推薦者 (富士見市音楽連盟)
3		高野 昂子	文化芸術活動団体からの推薦者 (富士見市文化協会)
4		峠 徳美	文化芸術活動団体からの推薦者 (富士見市美術協会)
5		近藤 洋	文化芸術活動団体からの推薦者 (富士見市民謡連盟)
6		山本 はるみ	文化芸術活動団体からの推薦者 (キラリ☆かげき団)
7		大沼 佳子	生涯学習関係団体からの推薦者 (富士見市生涯学習推進市民懇談会)
8		齊藤 七美	市内公立校長会からの推薦者 (富士見市校長会)
9		秋元 節子	青少年育成関係団体からの推薦者 (富士見市青少年育成市民会議)
10		星野 守	福祉(高齢者)関係団体からの推薦者 (富士見市コミュニティ大学運営役員会)
11		谷澤 昌宏	学校保護者関係団体からの推薦者 (富士見市PTA連合会)
12		山崎 歩美	市民
13		池嶋 敏行	市民(公募)
14		千葉 純平	市民

順不同

富士見市文化芸術振興庁内委員会設置要綱

(設置)

第1条 富士見市文化芸術振興条例(平成24年条例第20号。)に基づく文化芸術の振興を図るため、富士見市文化芸術振興庁内委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、文化芸術の振興に必要な事項の検討及び調整に関することとする。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、文化・スポーツ振興課長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会に、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、協働推進部文化・スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別表(第3条関係)

委員長	文化・スポーツ振興課長
委員	秘書広報課長
	政策企画課長
	シティプロモーション課長
	ふじみ野交流センター所長
	子育て支援課長
	高齢者福祉課長
	障がい福祉課長
	産業経済課長
	都市計画課長
	生涯学習課長
	学校教育課長
	鶴瀬公民館長
	水子貝塚資料館長

文化芸術基本法(平成十三年法律第百四十八号)

改正 平成二十九年六月二十三日文化芸術振興基本法

前文

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 文化芸術推進基本計画等(第七条・第七条の二)

第三章 文化芸術に関する基本的施策(第八条—第三十五条)

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備(第三十六条・第三十七条)

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中でありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)

第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務(文化財の保護に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、こ

これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う

者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附則(平成十三年十二月七日法律第百四十八号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則(平成二十九年六月二十三日法律第七十三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(以下略)

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

(平成二十四年六月二十七日法律第四十九号)

前文

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 基本的施策(第十条—第十六条)

附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいえるべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する

活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業(前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。)を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家(以下「実演芸術団体等」という。)は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者(次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。)並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。

二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者(次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。)が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。

3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

(平成三十年六月十三日法律第四十七号)

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本計画等(第七条・第八条)

第三章 基本的施策(第九条—第十九条)

第四章 障害者文化芸術活動推進会議(第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法(平成十三年法律第百四十八号)及び障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動(文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。)の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

(基本理念)

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造

することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。

二 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。

三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等(以下「障害者の作品等」という。)の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。

2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 基本計画に定める前項第二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設(劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。)を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な

施策を講ずるものとする。

(文化芸術の創造の機会の拡大)

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し(障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。)の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の評価等)

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を通じた交流の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進する

ため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

る。

- 2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律

(平成三十年六月十三日法律第四十八号)

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本計画(第七条)

第三章 基本的施策

第一節 国の施策(第八条—第十八条)

第二節 地方公共団体の施策(第十九条)

第四章 国際文化交流の祭典推進会議(第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国際文化交流の振興を図る上で我が国が国際文化交流の場を提供することが重要であることに鑑み、国際文化交流の祭典の実施の推進に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の国際文化交流の祭典の実施を推進するために必要な事項を定めることにより、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国際文化交流を通じた心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するとともに、世界の文化芸術の発展に貢献し、あわせて我が国の国際的地位の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国際文化交流の祭典」とは、国際文化交流のために行われる複数の公演、展示等からなる文化芸術に係る国際的な催しをいう。ただし、第十二条及び第十四条を除き、我が国において行われるものに限る。

(基本理念)

第三条 国際文化交流の祭典の実施の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 国際文化交流の場を提供することにより、世界における多様な文化芸術の発展に積極的に貢献するとともに、我が国に対する諸外国の理解を深め、及び国際相互理解の増進を図ること。
- 二 創造的な内容の企画、優れた芸術家の世界の多様な国又は地域からの参加等により国際的に大きな影響力を有し、国内のみならず海外からも多数の来訪者が得られる国際文化交流の祭典が実施されることを目指すこと。
- 三 全国各地において、多彩な文化芸術に係る国際文化交流の祭典が実施されるようにすること。この場合において、地域住民その他の地域社会を構成する多様な主体の参加と協力が得られるようにするとともに、地域の歴史、風土等の特性が生かされるようにすること。
- 四 青少年が国際的に高い水準の文化芸術に接する機会を充実させること。
- 五 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策と、国際観光の振興に関する施策、地域の活性化に関する施策その他の関連する施策との有機的な連携が図られるようにすること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国際文化交流の祭典の実施の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を実施するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画

第七条 政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 国際文化交流の祭典の実施の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 文部科学大臣及び外務大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 文部科学大臣及び外務大臣は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、国土交通大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 文部科学大臣及び外務大臣は、第三項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

第一節 国の施策

(大規模祭典の継続的かつ安定的な実施)

第八条 国は、大規模祭典(第三条第二号の国際文化交流の祭典及びこれを目指して実施される大規模な国際文化交流の祭典をいう。以下第十三条までにおいて同じ。)の継続的かつ安定的な実施を図るため、大規模祭典を実施する者が、当該大規模祭典について、企画等に関し専門的能力を有する者の継続的な確保、公演、展示等を行う施設等の確保、海外の芸術家を円滑に受け入れることができる体制の整備等を行うことができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(大規模祭典の企画等に関する専門的な助言等の体制の整備)

第九条 国は、大規模祭典を実施する者がその企画等に関し外部から専門的な助言、情報の提供その他の協力を得ることができる体制を整備するため、必要な施策を講ずるものとする。

(大規模祭典の国際的な評価の確立及び向上)

第十条 国は、大規模祭典の国際的な評価の確立及び向上を図るため、大規模祭典の海外における紹介及び宣伝の強化、海外において効果的に情報を発信することのできる有識者等の大規模祭典への招へいの促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(大規模祭典への来訪者の利便性の向上)

第十一条 国は、大規模祭典への来訪者の利便性を向上させるため、大規模祭典について、来訪のための交通手段及び滞在のための施設の確保及び充実、展示、公演等に関する外国語によるものを含む案内の充実等が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(大規模祭典を実施する者の海外との交流等)

第十二条 国は、大規模祭典を実施する者が、海外において国際文化交流の祭典を実施する者と交流するとともに、大規模祭典の実施についてその者と連携することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(大規模祭典の実施の推進に関する関係機関等との連携)

第十三条 国は、大規模祭典の実施の推進に関し、我が国以外の国又は地域の政府機関等、独立行政法人国際交流基金その他の国内外の関係機関及び民間の団体との連携を図るものとする。

(情報の収集等)

第十四条 国は、国際文化交流の祭典に関する国内外における実施状況その他の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(専門的能力を有する者の確保等)

第十五条 国は、国際文化交流の祭典の企画等に関し専門的能力を有する者の確保、養成及び資質の向上を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(ボランティア活動への参加の促進等)

第十六条 国は、国際文化交流の祭典の実施に関するボランティア活動への参加の促進及びその活動の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(国際文化交流の祭典の相互の連携)

第十七条 国は、国際文化交流の祭典の円滑な実施及び質の向上に資するよう、国際文化交流の祭典の相互の連携を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体、民間の団体等に対する支援)

第十八条 国は、地方公共団体、民間の団体等による国際文化交流の祭典の実施、これへの参加その他その実施の推進を支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第十九条 地方公共団体は、前節の国の施策を勘案し、その地域の実情に応じ、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を講ずるものとする。

第四章 国際文化交流の祭典推進会議

第二十条 政府は、文部科学省、外務省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の調整を行うことにより、国際文化交流の祭典の実施の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るため、国際文化交流の祭典推進会議を設けるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

富士見市文化芸術・スポーツ大会等出場奨励金交付要綱

令和3年3月24日

告示第108号

改正 令和4年3月14日告示第79号

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化芸術及びスポーツの推進を図るため、全国大会等に出場する者に対し、予算の範囲内において富士見市文化芸術・スポーツ大会等出場奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象となる大会等)

第2条 奨励金の交付対象となる大会等は、広く出場者を募り、地方予選を経て選抜され、又は厳正かつ明確な基準により選抜され出場する関東大会以上の文化芸術又はスポーツの大会等であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 国若しくは地方公共団体又は市長が認める公益法人その他これに類する団体が主催する大会等であって予選会、選考会等を経て選抜された個人又は団体を対象として行われるもの

(2) その他市長が適当と認める大会

(令4告示79・一部改正)

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、前条に規定する大会等に出場登録された個人又は団体であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 出場者のうち市内に住所を有する者が1名以上含まれる団体

(3) 市内に存する小学校、中学校又は特別支援学校に通う児童又は生徒

(4) その他市長が認める者

(奨励金の額等)

第4条 奨励金の額は、別表に掲げる大会等の区分に応じ、同表に定める額とする。

2 市長は、同一の交付対象者が同一の大会等において個人及び団体として、いずれにも出場するときは、個人としての出場に対してのみ奨励金を交付するものとする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、大会等の出場が決定した日から当該大会等が終了した日以後30日までの間に富士見市文化芸術・スポーツ大会等出場奨励金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 大会等の開催要項
- (2) 対象者の氏名又は名称及び住所を記載した書類
- (3) 予選会の成績又は選考会を経たことを証する書類及び出場登録名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

(奨励金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類等の審査を行い、奨励金の交付の可否を決定し、富士見市文化芸術・スポーツ大会等出場奨励金交付決定・却下通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(結果報告書の提出)

第7条 奨励金の交付を受けた者は、当該奨励金に係る大会等が終了した日以後30日以内に富士見市文化芸術・スポーツ大会等出場奨励金交付に係る結果報告書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 大会等の出場名簿の写し
- (2) 出場した大会等の結果がわかる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、第6条の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該交付決定を取り消すことができる。

- (1) 当該奨励金に係る大会等に出場できなかったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたと認められるとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 前項の取消しの通知は、富士見市文化芸術・スポーツ大会等出場奨励金交付決定取消通知書(様式第4号)により行うものとする。

(令4告示79・全改)

(奨励金の返還)

第9条 市長は、前条第1項各号の規定により交付決定の取消しをしたときは、既に交付した奨励金の返還を求めるものとする。

(令4告示79・追加)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(令4告示79・旧第9条線下)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(富士見市スポーツ大会出場選手等奨励金交付要綱の廃止)

2 富士見市スポーツ大会出場選手等奨励金交付要綱(平成11年告示第118号)は、廃止する。

附 則(令和4年3月14日告示第79号)

この告示は、令和4年3月15日から施行する。

別表(第4条関係)

大会区分	奨励金の額(1人又は1団体につき)	
	個人	団体
関東大会	10,000円	10,000円に大会等の出場者(市内に住所を有する者に限る。)の数を乗じて得た額とし50,000円を限度とする。
全国大会	10,000円	10,000円に大会等の出場者(市内に住所を有する者に限る。)の数を乗じて得た額とし50,000円を限度とする。
国際大会	30,000円	30,000円に大会等の出場者(市内に住所を有する者に限る。)の数を乗じて得た額とし150,000円を限度とする。
その他市長が適当と認める大会	市長が別に定める額	

富士見市文化芸術によるまちづくり事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の自主的、自発的な文化活動を促進し、地域に根差した文化芸術の振興及び人材育成並びに文化芸術による新たな魅力の創出による地域活性化に寄与する事業(以下「文化芸術によるまちづくり事業」という。)の提案及び実施について必要な事項を定めるものとする。

(提案団体等の要件)

第2条 文化芸術によるまちづくり事業を提案することができる個人又は団体(以下「提案団体等」という。)は、次の各号に掲げる提案団体等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 個人 次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

ア 市内に在住し、在勤し、又は在学し、かつ、本市に主たる活動の場を有する者

イ 事業が完遂できると認められる者

ウ 第5条の規定により採択された文化芸術によるまちづくり事業(以下「採択事業」という。)を実施する年度、当該年度の前年度又は前々年度において、富士見市文化芸術によるまちづくり補助金交付要綱(令和3年告示第148号)に基づく補助金の交付を受けたことがない者(市長がやむを得ない事情があると認めた者を除く。)

(2) 団体 次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

ア 本市に主たる活動の場を有し、5人以上の構成員で組織し、かつ、構成員のうち市民が過半数を占める団体

イ 規約を有し、かつ、その代表者の氏名及び住所が明らかである団体

ウ 事業を実施するに当たり、明確な会計経理がなされ、又はなされると認められる団体

エ 事業が完遂できると認められる団体

オ 採択事業を実施する年度、当該年度の前年度又は前々年度において、富士見市文化芸術によるまちづくり補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない団体(市長がやむを得ない事情があると認めた団体を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、政治活動又は宗教活動を目的とする個人又は団体は、提案団体等としない。

(文化芸術によるまちづくり事業の要件)

第3条 文化芸術によるまちづくり事業は、提案団体等が市内で行う文化芸術(文化芸術基本法(平成13年法律第148号)第8条から第12条までに規定する芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化又は国民娯楽をいう。)に関する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、文化芸術によるまちづくり事業の対象としない。

- (1) 営利目的として行うもの
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的として行うもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 国、地方公共団体又はその他の団体から財政的支援又は委託を受けて行うもの
- (5) 第三者への寄附又は財政的支援を目的として行うもの
- (6) 事業に関わる団体やその構成員等限られた者を対象とするもの
- (7) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号に同じ。)がその事業を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められるもの
- (8) その他市長が適当でないと認めるもの

(文化芸術によるまちづくり事業の提案)

第4条 提案団体等は、文化芸術によるまちづくり事業を提案しようとするときは、次の各号に定める書類を別に指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 富士見市文化芸術によるまちづくり事業提案申請書(様式第1号)
- (2) 事業企画書(様式第2号)
- (3) 必要経費内訳書(様式第3号)
- (4) 団体等概要書(様式第4号)
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(文化芸術によるまちづくり事業の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による提案があったときは、文化芸術によるまちづくり事業の採択又は不採択を決定し、その旨を富士見市文化芸術によるまちづくり事業採択・不採択決定通知書(様式第5号)により当該提案団体等に通知するものとする。

(市の補助)

第6条 市は、予算の範囲内において、別に定めるところにより、採択事業の実施に要する経費の全部又は一部を補助することができる。

(採択事業の変更等)

第7条 第5条の規定により採択の通知を受けた提案団体等(以下「採択団体等」という。)

は、当該採択事業の内容を変更しようとするとき、又は当該採択事業を中止し、若しくは廃止しようとするときには、富士見市文化芸術によるまちづくり事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 採択団体等は、採択事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(中間報告)

第8条 市長は、必要に応じ、採択事業の進捗状況を記載した富士見市文化芸術によるまちづくり事業中間報告書(様式第7号)の提出を採択団体等に求めることができる。

(完了報告)

第9条 採択団体等は、採択事業が完了したときは、当該事業完了後30日以内又は当該事業を実施した会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、富士見市文化芸術によるまちづくり事業完了報告書(様式第8号)に採択事業の実施内容が分かる書類を添えて市長に提出するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、令和4年4月1日以降に実施する文化芸術によるまちづくり事業について適用する。

富士見市文化芸術によるまちづくり事業補助金交付要綱

令和3年3月31日

告示第148号

(趣旨)

第1条 この要綱は、富士見市文化芸術によるまちづくり事業実施要綱(令和3年告示第461号。以下「実施要綱」という。)第6条の規定に基づき、実施要綱第5条の規定により採択された文化芸術によるまちづくり事業を実施する個人又は団体(以下「補助対象団体等」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和55年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(令4告示4・一部改正)

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、実施要綱第5条により採択された文化芸術によるまちづくり事業とする。

(令4告示4・旧第3条繰上・一部改正)

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち別表に掲げる経費とする。

(令4告示4・旧第4条繰上)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、当該事業の補助対象経費の支出額から寄附金その他の収入額を控除した額に4分の3を乗じて得た額と20万円とを比較して少ない方の額を上限として、市長が定める額とする。この場合において、算出された額に、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(令4告示4・旧第5条繰上)

(補助金等交付申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項第1号の事業計画書の様式は、様式第2号のとおりとする。

3 規則第4条第1項第2号の収支予算書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(令4告示4・旧第6条繰上・一部改正)

(補助金等交付決定・却下通知書の様式)

第6条 規則第7条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(令4告示4・旧第7条繰上・一部改正)

(補助事業等実績報告書の様式等)

第7条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助対象事業が完了した後(当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた後)30日以内に市長に提出しなければならない。

3 規則第13条第1項第1号の事業報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

4 規則第13条第1項第2号の収支決算書の様式は、様式第7号のとおりとする。

5 規則第13条第1項第3号の市長が別に定める書類は、領収書の写しその他支払を証する書類とする。

(令4告示4・旧第8条繰上・一部改正)

(補助金等確定通知書の様式)

第8条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(令4告示4・旧第9条繰上・一部改正)

(補助金の交付時期等)

第9条 この補助金は、規則第16条第1項ただし書の規定により概算払とする。

2 規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第9号のとおりとする。

(令4告示4・旧第10条繰上・一部改正)

(書類の整備等)

第10条 補助対象団体等は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業が完了した日(当該事業の中止

又は廃止の承認を受けた場合にあっては当該承認を受けた日)の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(令4告示4・旧第11条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年度及び令和4年度に交付する補助金に係る第5条の規定の適用については、同条中「当該事業の補助対象経費の支出額から寄附金その他の収入額を控除した額に4分の3を乗じて得た額」とあるのは「当該事業の補助対象経費の支出額から寄附金その他の収入額を控除した額」とする。

附 則(令和4年1月7日告示第4号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の富士見市文化芸術によるまちづくり事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に実施する文化芸術によるまちづくり事業について適用し、同日前に実施した文化芸術によるまちづくり事業については、なお従前の例による。

3 この告示による改正前の富士見市文化芸術によるまちづくり補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表(第4条関係)

補助対象経費	内容
報償費	講師、出演者、出品者への謝礼
旅費	交通費
消耗品費	事務用品代
食糧費	お茶代、講師の食事代
印刷製本費	チケット、ポスター、ちらし、プログラムの印刷代

役務費	会場設営委託料、保険料
使用料及び賃借料	会場使用料、物品のレンタル料
その他これらに類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの

富士見市文化振興基金条例

平成元年12月25日

条例第18号

(設置)

第1条 本市における文化の振興と地域の活性化に資するため、富士見市文化振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算をもってこれを定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、第1条の目的を達成するための経費に充てるものとする。

2 前項の場合において、なお剰余金があるときは、当該剰余金を基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の目的のため、基金の全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

富士見市市制施行50周年への祝典序曲

國分 大悟

Maestoso

Flute

Clarinet in Bb

Alto Saxophone

Tenor Saxophone

Baritone Saxophone

Trumpet in Bb 1

Trumpet in Bb 2

Trumpet in Bb 3

Horn in F 1

Horn in F 2

Trombone 1

Trombone 2

Euphonium

Tuba

Snare Drum

Bass Drum

11 3

The musical score is arranged in two systems. The first system includes Flute (Fl.), Clarinet (Cl.), Alto Saxophone (A. Sax.), Tenor Saxophone (T. Sax.), and Baritone Saxophone (Bari. Sax.). The second system includes Trumpets (Tpt. 1, 2, 3), Horns (Hn. 1, 2), Trombones (Tbn. 1, 2), Euphonium (Euph.), and Tuba (Tba.). The bottom two staves are for Snare Drum (S. D.) and Bass Drum (B. D.).

Dynamic markings include *ff* and *f*. The S. D. and B. D. parts feature a *solo* section with a *ff* dynamic.

4

FL *ff*

CL *ff*

A. Sax. *ff*

T. Sax. *ff*

Bari. Sax. *ff*

Tpt. 1 *ff*

Tpt. 2 *ff*

Tpt. 3 *ff*

Hn. 1 *ff*

Hn. 2 *ff*

Tbn. 1 *ff* Make it stand out

Tbn. 2 *ff*

Euph. *ff*

Tba. *ff*

S. D. *ff*

B. D. *ff*

Detailed description: This is a page of a musical score for a fanfare. It features 18 staves for various instruments. The woodwind section includes Flute (FL), Clarinet (CL), Alto Saxophone (A. Sax.), Tenor Saxophone (T. Sax.), and Baritone Saxophone (Bari. Sax.). The brass section includes three Trumpets (Tpt. 1, 2, 3), two Horns (Hn. 1, 2), two Trombones (Tbn. 1, 2), Euphonium (Euph.), and Tuba (Tba.). The percussion section includes Snare Drum (S. D.) and Bass Drum (B. D.). The score is in 4/4 time and begins at measure 14. The first two measures are marked with a dynamic of *ff* (fortissimo). The third measure has a dynamic marking of *ff* and the instruction 'Make it stand out' above the Trombone 1 staff. The score concludes with a double bar line.

本計画の策定に際し、ご協力をいただきました皆様に感謝申し上げます。

<計画への助言、情報提供>

長嶋 由紀子氏(東京大学大学院研究員／早稲田大学非常勤講師)

中村 美帆氏 (青山学院大学准教授)

<表紙、中扉、テンプレートデザイン作成>

富士見市と株式会社オリエンテーションは連携協定を結んでおります。表紙、中扉、テンプレートのデザインは当該協定に基づきオリコが作成しました。

